

八尾市乗合タクシー運行業務に関する提案応募要領

令和4年8月
八尾市

1. 業務目的

駅やバス停から離れた交通不便地と鉄道駅を結ぶ乗合タクシーを運行することにより、交通不便地における日常生活に必要な移動手段を確保する。

また、実証運行を行う地域については、本格運行の運行内容を確定する際に必要となるデータ等と取りまとめる。

2. 業務委託の概要

(1) 業務名

- ①八尾市乗合タクシー「たこち号」本格運行業務（以下「運行業務①」という。）
- ②八尾市乗合タクシー「たいしょう号」実証運行業務（以下「運行業務②」という。）
- ③八尾市乗合タクシー「あけがわ号・しき号」実証運行業務（以下「運行業務③」という。）
- ④八尾市乗合タクシー「たかやす号・なんたか号」実証運行業務（以下「運行業務④」という。）

(2) 契約方法

公募型プロポーザル方式(以下「プロポーザル」という。)による随意契約とする。

(3) 業務内容

業務内容等については、別に定める仕様書のとおり。

(4) 履行期限

- | | | | |
|---------|-----------------|-----------|--------|
| 運行業務① | 契約締結日～令和8年1月31日 | ※令和5年2月1日 | 運行開始予定 |
| 運行業務②～④ | 契約締結日～令和6年1月31日 | ※令和5年2月1日 | 運行開始予定 |

3. 提案参加資格

下記の要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 本提案応募要領の公告の日（以下「公告の日」という。）から提案書提出日までの期間に「八尾市入札参加停止要綱」に基づく入札参加停止及び「八尾市契約関係暴力団排除措置要綱」に基づく入札等排除措置を受けていないこと。
- (3) 八尾市暴力団排除条例（平成25年八尾市条例第20号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (4) 商法（明治32年法律第48号）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請していないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請していないこと。
- (7) 運行業務①については、運行開始までに道路運送法第4条に定める一般乗合旅客自動車運送事業の許可を取得見込みの法人。（令和4年11月上旬までに許可申請が必要。）
- (8) 運行業務②～④については、運行開始までに道路運送法第21条第1項第2号定める国土交通大臣の許可を取得見込みの法人。（令和4年11月上旬までに許可申請が必要。）
- (9) 過去3年間において、国土交通省における事業停止処分または免許取消処分を受けていないこと。

4. 提案参加表明届等の提出

- (1) 提案提出に参加する場合は、「提案参加表明届」（様式1-1～4）を令和4年9月5日（月）午後5時15分までに八尾市都市整備部都市交通課（以下「都市交通課」という。）に電子メールにて

送付、もしくは持参すること。ただし、電子メールにて提出する場合は、受信確認のための電話連絡を行うこと。また、受付は日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く午前8時45分から午後5時15分までとする。

なお、運行業務①に関する提案提出に参加する場合は、「一般乗合旅客自動車運送事業の許可の取得に関する誓約書」（様式2）、運行業務②～④に関する提案提出に参加する場合は、「道路運送法第21条第1項第2号に定める国土交通大臣の許可の取得に関する誓約書」（様式3）も併せて提出すること。

(2) 提案参加を希望する者で、「令和4年度八尾市物品の買入れ等に係る競争入札参加資格者名簿（物品、委託・役務等）」に登録されていない者は、下記①から⑦の書類を「提案参加表明届」と併せて提出すること。

- ① 登記簿謄本又は住民票
- ② 印鑑証明書
- ③ 直近1年間の納税証明書（国税）
- ④ 直近2年間の納税証明書（市税）【法人市民税又は住民税】
【固定資産税（土地家屋・償却資産）】※納税義務がある場合に限り提出が必要。
- ⑤ 使用印鑑届（様式4）
- ⑥ 委任状（様式5）
- ⑦ 直近2年間の決算報告書

なお、①から④までは官公署発行のもの、⑤・⑥は指定様式、⑦は自由様式とする。

5. 市民税・府民税特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）の写し、又は直近の領収書の写しの提出

上記の「提案参加表明届」の提出の際に、市民税・府民税特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）の写し、又は直近の領収書の写しを下記の要領にて提出すること。

(1) 直近1年度分を対象とする。（令和4年度分）

(2) 本市における特別徴収義務者である場合

本市より通知されている令和4年度市民税・府民税特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）の写し、又は直近（申請の日前6月以内のうち、いずれか1月分）の領収書の写しを提出すること。

(3) 本市以外の大阪府下市町村の特別徴収義務者である場合

本市以外から通知されている令和4年度市民税・府民税特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）の写し、又は直近（申請の日前6月以内のうち、いずれか1月分）の領収書の写しを提出すること。ただし、提出に際しては全ての市町村ではなく、1市町村分でよい。

(4) 本市を含む大阪府下市町村の特別徴収義務者でない場合

特別徴収義務者でない旨を書面（様式6）で提出すること。

※市民税・府民税の特別徴収を未実施の場合は、令和5年度から特別徴収を実施することを

誓約した旨を書面（様式6）で提出すること。

6. 質問について

本プロポーザルに係る質問は、提案書の作成に関する質問に限るものとする。

- (1) 提出期限 令和4年8月26日（金）午後5時15分まで【必着】
- (2) 提出先 都市交通課
- (3) 提出方法 電子メールによる。なお、質問を行う場合は受信確認のための電話連絡を行うこと。
- (4) 提出書類 質問書（様式7-1～2）
- (5) 回答方法 質問に対する回答は、令和4年8月30日（火）午後5時15分までに
本市ホームページに掲載する。

7. 提案書及び見積書の作成・提出について

(1) 提案書の作成について

- ・「（業務名）提案書資料（様式8）」を業務名ごとに作成すること。なお、様式の記載欄は必要に応じて変更しても差し支えないが、記載欄を拡張する場合、原則として縦方向に拡張すること。
- ・提案書はA4サイズで15ページ以内（表紙を含む）とし、横書、両面印刷、左綴じとすること。
- ・提出部数は10部（正1部 副9部）
 - ・正1部は、鑑文（様式9）を使用し、事業者の住所、名称又は商号、代表者職氏名を記載のうえ、代表者印を押印し、下欄には担当者連絡先を記載すること。
 - ・副9部は、提案者が判別できるような記載等は一切行わないこと。例えば、氏名等の個人を特定できる箇所や実績等における受注者等を特定できる個所については、●等で伏せること。
- ・表紙には「（業務名）提案書」と記載すること。
- ・提案者が判別できるような記載、表現、ロゴの記載、資料の添付等は一切しないこと。判別できる場合には失格にすることもあるので十分確認したうえで提出すること。
- ・本業務において、企画提案をすることができるのは1業務につき1案だけである。
- ・提出期限後の企画提案書の差替は認めない。（本市が補正等を求める場合を除く。）
- ・（業務名）には、提案する業務名を記入すること。

(2) 提案書記載事項について

別紙の「（業務名）仕様書」、「八尾市乗合タクシー運行業務事業者選定基準」（以下、「選定基準」という。）を参考に、次の項目についての提案を作成すること。

① 業務遂行能力

下記事項について記載すること。

A. 会社概要

- ・設立年月日、資本金
- ・従業者数（うち、運転士、第2種免許の保有者、オペレーターの人数）
- ・車両保有台数（タクシー、種別ごと）
- ・現在保有している運送事業の許可の種類と許可番号

B. 実施体制

配置予定の下記の者について、それぞれ氏名、経験年数、資格等を記載すること。

- ・業務責任者：今回の委託業務に関する総括責任者として日常または緊急時の連絡調整を行うとともに本市との連絡窓口となる者
- ・専従役員：道路運送法第4条による乗合運送許可を受けるに当たり配置しなければならない専従役員（※運行業務①を提案する事業者に限る）
- ・運行管理者：道路運送法第23条に規定する運行管理者
- ・整備管理者：道路運送車両法第50条の規定に基づく整備管理者

C. 業務実績

- ・公共団体等から委託を受けた旅客運送業務についての受注実績または類似の業務実績
※実施年度を記入すること。

D. 処分の状況

- ・過去3年間の国土交通省における処分の状況

E. 経営方針

- ・社会的使命や地域貢献等の経営方針

② 運行の安全性確保及び緊急時の対応

下記事項について貴社の状況、考え方を簡潔明瞭に記載すること。

- ・乗務員の勤務等の管理体制、車両の整備体制、安全指導や教育体制など、運行の安全確保の方策
- ・その他、安全に関する独自の取り組み、無事故の状況等
- ・事故や災害（異常気象などを含む）等の緊急時における連絡体制、代替車手配などの処理体制、対応方針
- ・事故時の損害賠償の考え方（任意保険の加入内容）

③ 利用者の利便性の確保

下記事項について貴社の状況、考え方を簡潔明瞭に記載すること。

○予約受付体制

- ・本業務における予約受付体制（オペレーターの人数、電話の回線数、オペレーターの専属の有無等）
※予約の受付方法、受付時間、受付内容、連絡体制について、仕様書記載の内容以上の提案があれば記入すること。

○配車計画

- ・常に本業務の予約があった場合に対応できる車両数
※定員を超える予約があった場合にできるだけ対応することが望ましいため、出来る限り十分な車両数を用意するようにすること。
- ・本業務に使用する車両の専属性、他の業務と共用する場合の考え方

○サービス向上への取り組み

- ・高齢者、障がい者及び妊婦やベビーカー利用者等に対する配慮、車いす対応（車両に積載できないときの考え方を含む）
- ・苦情等への対応
- ・運転手やオペレーターへの研修・教育体制
- ・その他、サービス向上に関する独自の取り組み（利用促進に繋がる提案等）

(3) 見積書の作成について

- ・見積書（様式 10）を作成すること。
- ・見積書に記載する各単価については、本業務を実施するうえで必要となる 1 便当たりの各単価（消費税及び地方消費税を含む。）を明記すること。また、1 便当たりの単価は本業務に必要な全ての費用を含む金額とすること。
- ・見積書の提案上限単価は以下のとおり（消費税及び地方消費税を含む。）とし、提案上限単価を超える見積単価の提案があった場合は失格とする。

提案上限単価：2,800 円/便

- ・提出部数は 1 部（正 1 部）

(4) 提案書及び見積書の提出について

- ①提出書類 提案書（正 1 部 副 9 部）及び見積書（正 1 部）を併せて提出すること。
- ②提出期限 令和 4 年 9 月 13 日（火）午後 5 時 15 分まで
ただし、受付は日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分までとする。
- ③提出場所 都市交通課
- ④提出方法 持参とする。ただし、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 32 条に基づく、緊急事態宣言が発令されている場合は、本市が提出方法について相談に応じるものとする。

8. 提案の審査、評価及び選定

選定については、「八尾市乗合タクシー運行業務委託事業者選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）において、選定基準に基づき、書類審査及びプレゼンテーション審査を経て総合的に評価し、最も総合評価の高い提案者を優先交渉権者として選定する。

ただし、事業者選定までに、本提案応募要領における、「3. 提案参加資格」の要件を満たさなくなった場合、及び後述の「10. 失格事項」に該当することとなった場合は、選定の対象外とする。

書類審査の結果については、全ての提案者に対し、電子メールにて通知する。

なお、書類審査の結果による上位3者に対しては、書類審査結果とあわせてプレゼンテーションによる選考会の会場及び時刻等詳細についても通知する。

【書類審査結果の通知】

令和4年9月22日（木）午後5時15分までに電子メールにて提案者に対して通知する。

(1) プレゼンテーションによる選考会の実施

①実施日時 令和4年9月29日（木）にプレゼンテーションによる選考会を実施する。

なお、時間、会場等は別途通知する。

②発表時間 説明時間は質疑応答10分を含め20分以内とし、機器等の設営及び撤去は各5分以内とする。

③留意事項

A. プレゼンテーションの内容は、提出のあった提案書の内容に基づくものとし、提案内容の訂正等は認めない。

B. プロジェクター及びスクリーンは本市が用意するが、それ以外のものについては提案者が各自用意すること。（プロジェクター：EPSON製 商品名：EH-DM30）

C. 選考会への参加は各2名以内とし、提案者が判別できる着衣、記章等は禁止とする。

(2) 選定の基準

次の事項等について評価し選定します。

- ・ 運行の安全性確保及び緊急時の対応について実現可能で適切な提案ができているか。
- ・ 仕様書記載の内容以上に利用者の利便性向上につながる提案ができているか。
- ・ 高齢者や障がい者及び妊婦やベビーカー利用者等に対する配慮、車いすの対応が十分に考えられているか。
- ・ 人員配置、指揮系統等、業務の目的を果たすための効果的な体制となっているか。
- ・ 業務の着眼点・実施方針が適切で、取り組み意欲が強く感じられるか。
- ・ その他、仕様書の定めのない内容で、当業務を効率的、効果的に実施するため有効となる内容についての提案があるか。

※詳細については、「選定基準」をご参照下さい。

(3) 選定

選定結果については、令和4年10月3日（月）までに、プレゼンテーションによる選考会を実施した提案者に電子メールにて通知する。

9. 契約に関する基本的事項

(1) 契約の締結

本業務に関する契約形態は、業務委託契約とする。

契約については、選定された提案内容を尊重するが、その内容に拘束されるものではなく、優先交渉権者との協議により、合意形成ができる場合、契約を締結する。

(2) 契約保証金

八尾市財務規則（昭和 39 年規則第 33 号）第 120 条第 2 号及び 3 号の規定により、契約保証金は 10 万円とする。

(3) 委託料の支払い条件

運行を行った月の請求額（1 便当たりの各契約単価（運行経費及びその他の必要な経費）（税込み）に各運行回数に乗じた額から運賃収入（税込み）を差し引いた額）に応じて、毎月払いとする。

請求書は、運行を行った月の翌月の 5 日までに本市に提出する。（支払請求があった日から起算して 30 日以内に業務委託料を支払う。）。ただし、4 月分及び 12 月分の請求書は翌月の 10 日までに提出することとする。

10. 失格事項

提案者が、次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 見積書に記載された見積額が本提案応募要領で示す提案上限単価を超える場合
- (2) 提案書の提出期限、提出場所又は提出方法が本提案応募要領に適合しない場合
- (3) 提案書に記載すべき事項の全部又は一部に著しい不備がある場合
- (4) 提案書に虚偽の内容が記載されている場合
- (5) 本提案応募要領に定められた手法以外の手法により選定委員会委員及び関係者などに選定に係る援助又は便宜を直接的若しくは間接的に求めた場合
- (6) その他本提案応募要領などに違反又は著しく逸脱したと認められる場合

11. その他留意事項

- (1) 提案書の作成費用等、応募に関するすべての書類の作成及び提出に係る費用は、その一切を提案者の負担とする。
- (2) 提出された参加表明届及び提案書は返却しない。
- (3) 提案書の著作権は、当該書類を作成したものに帰属するものとし、提出された参加表明届及び提案書は、本プロポーザルの目的以外に無断で利用はしない。
- (4) 参加表明届及び提案書等を提出後、辞退を行う場合は、八尾市都市整備部都市交通課に書面（任意様式）で申し出ることとし、当該書面の提出後はいかなる理由があっても、本プロポーザルへの再参加は認めない。
- (5) 本プロポーザルに係る提出書類及び評価結果等については、八尾市情報公開条例（平成 7 年条

例第9号)の規定に基づき、その内容の全部又は一部を公開する場合がある。
(6) 本業務における現地説明会は行わない。

12. スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュール(予定)は、次のとおりである。

実施内容	実施時期
公募開始日	令和4年8月19日(金)
本プロポーザルに関する質問	令和4年8月26日(金)午後5時15分まで
本プロポーザルに関する質問回答	令和4年8月30日(火)まで
参加表明届の提出	令和4年9月5日(月)午後5時15分まで
提案書の提出	令和4年9月13日(火)午後5時15分まで
書類審査結果の通知	令和4年9月22日(木)まで
プレゼンテーションによる選考会の実施	令和4年9月29日(木)
優先交渉権者の選定通知	令和4年10月3日(月)まで

13. 問い合わせ先及び提出先

〒581-0003 八尾市本町一丁目1番1号 八尾市役所 西館3階

八尾市都市整備部都市交通課

担 当： 片山・吉田

電 話： 072-924-3856

F A X： 072-924-0207

メールアドレス： koutuu@city.yao.osaka.jp

ホームページURL：<http://www.city.yao.osaka.jp>